○総務省訓令第５１号

信書便事業における許認可に係る標準処理期間の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和８年１０月３０日

総務大臣　藤井比早之

信書便事業における許認可に係る標準処理期間の一部を改正する訓令

信書便事業における許認可に係る標準処理期間（平成２７年総務省訓令第４２号）の一部を次のように改正する。

（下線の部分は改正部分）

改　正　後

別表

| 許認可の種類 | 法令名 | 根拠条項 | 標準処理期間 |
|---|---|---|---|
| ［略］ | ［略］ | ［略］ | ［略］ |
| 法人の解散の認可 | 民間事業者による信書の送達に関する法律（平成１４年法律第９９号） | 第１５条第２項 | ０．５～１か月 |
| 定形信書便物の料金の上限の額の認可 | | 第１６条第３項 | ２～５か月 |
| 信書便約款の認可・変更の認可 | | 第１７条第１項 | １～２か月 |
| ［略］ | ［略］ | ［略］ | ［略］ |

改　正　前

別表

| 許認可の種類 | 法令名 | 根拠条項 | 標準処理期間 |
|---|---|---|---|
| ［略］ | ［略］ | ［略］ | ［略］ |
| 法人の解散の認可 | 民間事業者による信書の送達に関する法律（平成１４年法律第９９号） | 第１５条第２項 | ０．５～１か月 |
| ［新設］ | | ［新設］ | ［新設］ |
| 信書便約款の認可・変更の認可 | | 第１７条第１項 | １～２か月 |
| ［略］ | ［略］ | ［略］ | ［略］ |

附　則

この訓令は、郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律（令和８年法律第４２号）の施行の日（令和８年１２月１日）から施行する。